

教第88号議案

教育長の臨時代理による「教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則」の制定の件

「教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則」の制定について、教育長の委任する事務等に関する規則（昭和31年11月教育委員会規則第8号）第3条の規定に基づき、教育長をして代理をさせる。

平成29年3月21日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪村新之助

理 由

平成29年4月1日に施行する必要がある規則について、規則制定の根拠となる条例に関する市会の議決の日程等の都合により、教育委員会会議に付議するいとまがないため。

(参考 1)

教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるものを除き、
教育委員会事務局（以下「事務局」という。）
及び教育委員会の所管に属する学校その他の
教育機関の職員（県費負担の者及び臨時に雇
用される者を除く。以下同じ。）の勤務時間及
び休暇に関して規定することを目的とする。

(学校勤務職員の特例)

第5条 学校に勤務する職員のうち神戸市職員
の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8
号）第3条第1項第3号に掲げる教育職給料
表(2)、教育職給料表(3)及び教育職給料表(4)の
適用を受けるものの勤務時間は、教育委員会
が業務の状態に応じてその割振りを定める。

、教育職給料表(4)及び

教育職給料表(5)

2 略

(時間外勤務を命ずる場合)

第7条 高等学校等の教育職員の給与等の特別
措置に関する条例（昭和46年12月条例第41
号）第7条第2項の規定に基づき 高等学校等
の教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合
は、次の各号に掲げる業務に従事する場合
で、臨時又は緊急にやむを得ない必要がある
ときに限るものとする。

義務教育諸学校等

義務教育諸

学校等

(1)～(4) 略

(参考 2)

神戸市教育委員会職員分限懲戒審査会規則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(諮問等)

第2条 教育長は、次に掲げる決定をする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ審査会に諮問するものとする。

(1)～(3) 略

(4) 公立学校職員等の退職手当に関する条例

(昭和37年兵庫県条例第51号) 第13条から第13条の6までの規定に関する処分及び神戸市職員退職手当金条例(昭和24年9月条例第147号) 第11条の2から第15条までの規定に基づく処分(以下「退職手当支給制限処分等」という。)に関する処分

2 前項に定めるもののほか、教育長は、分限処分、懲戒処分、事実上の処分及び退職手当支給制限等に係るその他の事項について、審査会に調査審議させることができるものとする。

当支給制限処分等

退職手

(参考 3)

神戸市教育委員会職員職名規則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

第2条 この規則において、「職員」とは、神戸市職員定数条例（昭和24年9月神戸市条例第146号）第2条第1項第5号に掲げる者で委員会事務局及び学校を除く教育機関に勤務する者並びに給料表の適用範囲に関する規則（昭和55年3月神戸市人事委員会規則第15号）第4条及び第5条に規定する者を除く学校に勤務する者をいう。

， 第5条及び第5条の2

(参考 4)

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(趣旨)

第1条 この規則は、特殊勤務手当に関する条例（平成18年1月条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例

(教育委員会職員特殊勤務手当)

第2条 条例第37条第1号に規定する教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1), (2) 略

(3) 指導主事等のうち教頭に相当する者が行う職務 月額65,100円

(3) 略

(4)

(4) 略

(5)

(5) 略

(6)

2 略

3 幼稚園、高等学校又は特別支援学校に勤務する職員（事務職員及び技術職員を除く。）が次の各号に掲げる職務のいずれかに従事した場合又は高等専門学校に勤務する職員（事務職員及び技術職員を除く。）が第4号に掲げる職務に従事した場合において、その職務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認めるときに、当該各号に定める額を条例第37条第3号に規定する教育委員会規則で定める額として支給する。

、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、高等専門学校又は

(1), (2) 略

(3) 教育委員会が指定する対外運動競技等において、生徒等を引率して行う指導の職務

で宿泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等（神戸市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号_____）第14条第2項の規定により、休日給が支給される日をいう。）に行うもの勤務1回につき4,250円

(4), (5) 略

。以下「給与条例」と

いう。

4 条例第37条第4号に規定する教育委員会規則で定めるものとは、主任等の設置に関する規則（昭和53年3月教育委員会規則第12号）に定めるもののうち、別表に掲げるものとする。

5 条例第37条第5号に規定する教育委員会規則で定めるものとは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 給与条例第10条の4の規定により給料の調整額の支給を受けるもの

(2) 給与条例第10条の6の規定により管理職手当の支給を受けるもの

(3) 2以上の異なる学年の児童又は生徒で編成されている学級（以下「複式学級」という。）における担当授業時間数がその者の担当授業時間数の2分の1に満たないもの

(4) 複式学級における担当授業時間数が1週間につき12時間に満たないもの

6 条例第37条第6号に規定する教育委員会規則で定める額は、給料月額（義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年12月条例）第43号第3条第1項に規定する教職調整額を含む。）に100分の10（給与条例第10条の6の規定により管理職手当の支給を受けるものにあつては、100分の8）を乗じて得た額とする。

(条例施行規則の準用)

第3条 前条に定めるもののほか、条例の施行に必要な事項については、特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成18年3月規則第104号。以下「条例施行規則」という。）第2条、第12条第4項及び第5項並びに第13条及び第15条の規定を準用する。

第3条 前条に定めるもののほか、条例の施行に必要な事項については、神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成18年3月規則第104号）の例による。

別表（第2条関係）

学校	主任等
小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	学年主任 生徒指導主任（専任の場合に限る。） 総務・学習指導担当
中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	教務主任 学年主任 生徒指導主任
特別支援学校	教務部長 生徒指導部長 進路指導部長 学部長

備考

- 1 小学校及び中学校においては、3学級未満の学年に置かれる学年主任及び3学級未満の学校に置かれる生徒指導主任を除く。
- 2 特別支援学校においては、3学級未満の学校に置かれる生徒指導部長、3学級未満の高等部に置かれる進路指導部長及び3学級未満の学部で置かれる学部長を除く。

(参考 5)

主任の設置に関する規則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

主任__の設置に関する規則

等

(目的)

第1条 この規則は、神戸市立小学校、中学校、義務教育学校及び神戸市立盲学校を除く特別支援学校（以下「学校」という。）の主任等の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(教務主任等)

第2条 学校には、教務主任_____及
_____及び学年主任を置く。ただし、別に定める学校については、この限りでない。

_____（特別支援学校に
あつては、「教務部長」という。以下同じ。）

2～4 略

（総務・学習指導担当）

第2条の2 小学校及び義務教育学校（前期課程に限る。）には、総務・学習指導担当を置くことができる。

2 総務・学習指導担当は、円滑な学校運営の推進等のため、校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、教育指導の改善に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び必要に応じて指導助言に当たる。

3 総務・学習指導担当が整理する校務は、校長が決定し、教育委員会に報告しなければならない。

(生徒指導主任)

第3条 中学校、義務教育学校及び神戸市立盲学校を除く特別支援学校（以下「中学校、義

務教育学校等」という。)には、生徒指導主任
_____を置く。ただし、別に定める中
学校、義務教育学校等については、この限りで
ない。

2 略

3 略

(その他の主任等)

第4条 学校には、前2条の規定に定める主任
のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等
を置くことができる。

(主任等の決定)

第5条 教務主任、学年主任及び生徒指導主任
は、当該学校の教諭のうちから、_____

(特別支援学校にあつては、「生徒指導部長」
という。)

3 小学校には、生徒指導主任を置くことがで
きる。

4

(特別支援学校における進路指導部長)

第4条 特別支援学校の高等部には、進路指導
部長を置く。

2 前項の規定にかかわらず、次項に規定する
進路指導部長の担当する校務を整理する主幹
教諭を置く場合は進路指導部長を置かないこ
とができる。

3 進路指導部長は、生徒の職業選択の指導そ
の他の進路の指導に関する事項をつかさど
り、当該事項について連絡調整及び指導助言
に当たる。

(特別支援学校における学部長)

第5条 特別支援学校の小学部、中学部及び高
等部には、学部長を置くことができる。

2 学部長は、当該学部の教育活動について連
絡調整及び指導助言に当たる。

第6条 第2条から第5条 主任
等の

第7条 _____, 進路指導部長及
び中学校、義務教育学校等における生徒指導
主任 総務・学習指導担当、学部長並びに小

_____前条の規定に定めるその他の主任等は、当該学校の主幹教諭又は教諭のうちから、校長が担当させる。

学校における生徒指導主任及び

(参考 6)

神戸市立高等学校及び神戸市立盲学校の主任の設置に関する規則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

神戸市立高等学校及び神戸市立盲学校の主任の設置に関する規則

(改 正 案)

の主任等

(目的)

第1条 この規則は、神戸市立高等学校及び神戸市立盲学校（以下「学校」という。）の主任等の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(参考 7)

神戸市立小学校，中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則 ぬきがき

(____は，改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(主任等)

第20条 学校の主任等は，主任の設置に関する
規則（昭和53年3月教育委員会規則第12号）
の定めるところによる。

主任等の

(参考 8)

神戸市立高等学校の管理運営に関する規則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(主任等)

第17条 学校の主任等は、神戸市立高等学校及び神戸市立盲学校の主任の設置に関する規則
(昭和53年12月教委規則第13号)の定めるところによる。

主任等

の

(参考 9)

神戸市立特別支援学校の管理運営に関する規則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(主任等)

第14条 学校の主任等は、神戸市立盲学校にあ
っては、神戸市立高等学校及び神戸市立盲学
校の主任の設置に関する規則（昭和53年12月
教委規則第13号）、神戸市立盲学校を除く特別
支援学校にあっては、主任の設置に関する規
則（昭和53年3月9日教育委員会規則第12
号）に定めるところによる。

主任等